

# 一般社団法人三陸国際交流協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三陸国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県大船渡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、文化・産業振興の為の国際交流を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (4) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (5) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の定款第3条の目的及び第4条の事業に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人
- (3) 協賛会員 この法人の事業に賛同し、事業に協力するために入会した団体または法人
- (4) 名誉会員 この法人に特別の功労があり、社員総会の議決をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める入会申込書により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 賛助会員及び協賛会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める入会申込書により申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 社員総会において名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の全員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時総会として毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員

#### (役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上 5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

#### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

### 第 6 章 資産及び会計

#### (事業年度)

第 26 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第 27 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 28 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類について

はその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(余剰金配分の禁止)

第29条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

(最初の事業年度)

第34条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年2月末日までとする。

(理事及び代表理事)

第35条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 甘竹勝郎 淵上清

設立時代表理事 甘竹勝郎

監事 吉田良雄

(設立時社員)

第 36 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| 氏名       | 住所      |
|----------|---------|
| (1) 甘竹勝郎 | 岩手県大船渡市 |
| (2) 瀧上清  | 岩手県大船渡市 |

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人三陸国際交流協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 5 月 25 日

設立時社員 甘竹勝郎

設立時社員 瀧上清